

令和 8 年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について

1. 国保財政の仕組み

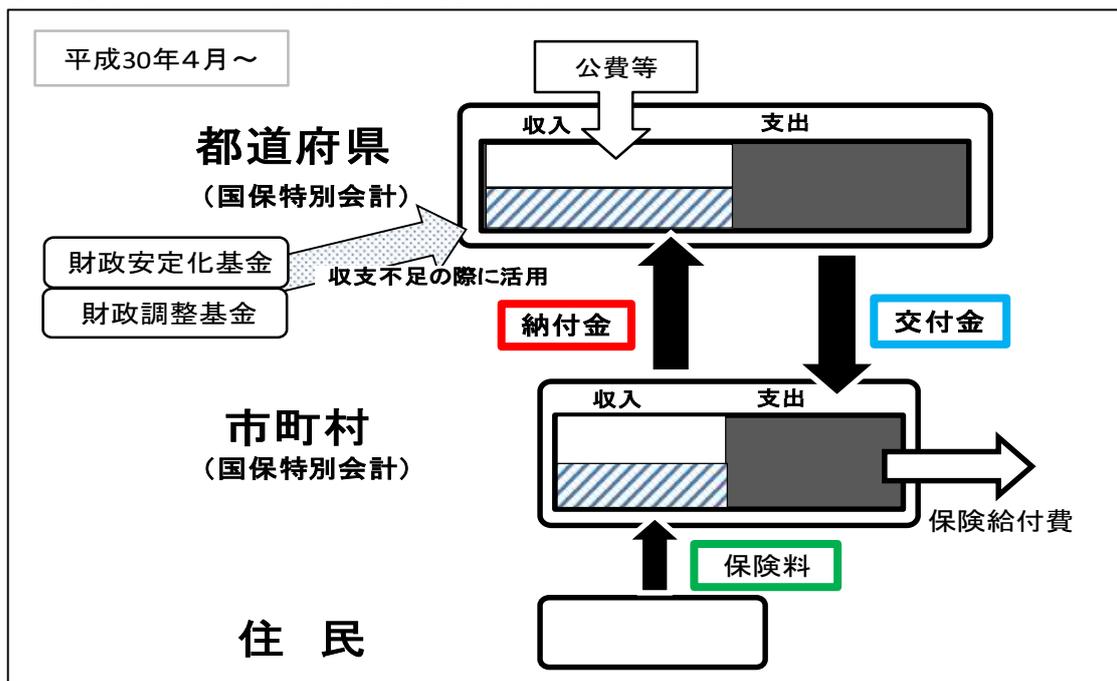
従来、国保の運営は市町村単位で行われてきましたが、財政運営を安定的に行うため、平成 30 年 4 月から、県が財政運営を担うこととなりました（国保財政の都道府県化）。

国保財政の都道府県化に伴い、国保事業に要する費用を集めるため、県が「国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」）」を算定し各市町村に納付を求める仕組みとなりました。

県は、納付金のほか国費等の公費を財源として、各市町村に対し「交付金（保険給付費等交付金）」を交付し、各市町村は、県からの交付金を財源として保険給付に要した費用を支出しています。

なお、財政運営は県が担うこととなりましたが、納付金の財源や各市町村で独自に行う事業に係る費用等を賄うため、市町村は引き続き管内の被保険者に対して保険料を賦課・徴収しています。

【参考】財政のしくみ（保険給付費の場合）



2. 納付金算定の概要

納付金は用途に応じて次の 4 つで構成されています。

※「子ども・子育て支援納付金分」については、令和 8 年度から新規に追加となりました。

- ・医療分 …主に保険給付費等交付金の財源に充てるもの
- ・後期高齢者支援金分 …75 歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度への拠出金
- ・介護納付金分 …40 歳以上 65 歳未満の被保険者が納める介護保険料
- ・子ども・子育て支援納付金分 …児童手当の拡充など少子化対策の財源となる国への拠出金

「医療分」の納付金については、来年度の医療費総額から保険給付に要する費用を推計し、この費用に充てる歳入のうち、国費等の公費で賄う部分を除いた額を納付金で集める総額として算定しています。この額を各市町村へ医療費や所得の水準等に応じて割り当てます。

また、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」及び「子ども・子育て支援納付金分」の納付金については、国から示される計算式や係数等により納付金で集める総額を算出し、この額を各市町村へ所得の水準と被保険者数等に応じて割り当てます。

3. 「医療分」納付金算定に係る医療費等の推計（別紙1参照）

「医療分」納付金の算定にあたっては、来年度の市町村国保に係る医療費等を推計する必要があります。

県では、国から示された方法等に基づき以下のとおり各数値の推計を行いました。

① 令和8年度被保険者数	97,851人 (▲4.1%)
② 令和8年度1人当たり医療費	569,410円 (1.6%)
③ 令和8年度医療費総額 (①×②)	約55,717百万円 (▲2.5%)
④ 令和8年度保険給付費 (③から算出)	約47,985百万円 (▲2.5%)

(※上記はすべて推計値。カッコ内は前年度算定時との増減率)

<推計結果>

令和6年度中に団塊の世代の全被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したものの、引き続き、被保険者数は大幅に減少することが見込まれます。

一方で、県内国保は被保険者の高齢者の割合が高いことや、医療の高度化等といった近年の動向に加え、令和8年度は診療報酬の引き上げが予定されていることを考慮すると、1人当たり医療費は上昇することが見込まれます。

4. 算定結果

(1) 納付金総額（別紙2参照）

令和8年度の納付金総額の算定結果は次のとおりです。

	納付金総額 (百万円)	前年度算定結果との比較	
		増減額 (百万円)	増減率 (%)
医療分	11,099	▲404	▲3.5
後期高齢者支援金分	3,448	▲29	▲0.8
介護納付金分	1,095	54	5.2
子ども支援納付金分	337	337	皆増
合計	15,979	▲42	▲0.3

(※百万円未満四捨五入。端数の都合上、医療・後期・介護・子どもの合計値と合計欄の値に差がある。)

【主な増減理由】

- ・ 医療分については、1人当たり医療費を増加で見込んだものの、被保険者数の大幅な減少により保険給付費総額が減少したため、納付金総額は前年度より減少する結果となりました。
- ・ 後期高齢者支援金分及び介護納付金分については、全国的な高齢者の増加等に伴い、1人当たり負担見込額が増加しました。後期高齢者支援金分については、被保険者数の大幅な減少により納付金総額も減少しましたが、一方で、介護納付金分については、第2号被保険者数の減少は小幅であったことから、納付金総額は増加しました。
- ・ 子ども・子育て支援納付金分については、新たに令和8年度から医療保険者が保険料と併せて徴収することとなり、皆増しました。

(2) 1人当たり保険料収納必要額 (別紙3参照)

来年度の1人当たり保険料収納必要額は次のとおりです。

なお、この金額は各市町村が実際に被保険者から収納する保険料の額とは異なります。

令和8年度算定結果(県平均額)： 137,127円(対前年度比5.0%増)

→ 全国的な高齢者の増加等に伴い、国の係数に基づき算出される後期高齢者支援金、介護納付金が増加したことに加えて、子ども・子育て支援金分の徴収が必要となったことによるもの。

5. 今後の対応(市町村) (別紙4参照)

今回の納付金算定結果を受けて、各市町村では、割り当てられた納付金の納付や保健事業を実施するための費用等、実際の歳出入を考慮した上で被保険者へ賦課する保険料率を検討・算定します。

県では、各市町村が保険料率の設定にあたって参考となるよう、保険料率の標準的な水準を表す「標準保険料率」を算定し通知します。